

## 平成26年度 第1回 学長選考会議議事要録

- 1 日 時 平成26年11月25日(火) 14時00分～15時00分
- 2 場 所 地域・国際交流プラザ 会議室
- 3 出席者  
(委員) 飯泉委員、植田委員(徳新)、植田委員(クラッシー)、佐野委員、古川委員、山本委員、結城委員、平井委員、苛原委員、河村委員、安井委員、福井委員  
(事務局) 総務部長、総務課長、改革推進室長、総務係長、法規係長

議事に先立ち、総務課長から、学長選考会議の議長が選出されるまでの進行を総務課長が努めることについて提案があり、了承された。

### 4 議 題

#### (1) 議長の選出について

総務課長から、議題1資料により、議長の選出は委員の互選とする規定(学長選考会議規則第4条第1項)がある旨の説明があった後、委員に推薦を求めたところ、結城委員を推薦する発言があり、審議の結果、結城委員が議長に選出された。

#### (2) 国立大学法人徳島大学学長選考会議規則の一部改正(案)について

事務局から、議題2資料により、教育研究評議会の構成員に副学長及び学長が指名する職員が追加されたため、教育研究評議会から選出される学長選考会議委員を規定した学長選考会議規則第3条の一部改正(案)について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

#### (3) 国立大学法人法の改正に伴う学長選考に係る検討事項について

議長から、大学のガバナンス改革の一つである学長選考に関し、今年度中に検討し決定しなければならない旨の説明があった後、事務局から、議題3資料1～5及び議題3参考資料1～5により、検討すべき具体的な事項や文部科学省による検討状況調査が行われることなどの説明があった。

検討事項は以下のとおり

- ・ 学長選考の基準(学長に求められる資質・能力、主体的な選考を行うための方法、意向投票の取扱い)
- ・ 学長選考の基準、選考結果の公表
- ・ 選考に関する留意事項(学著候補適任者の推薦、学長の業績評価、学長の解任規定及び学長の任期)

これらの検討事項に関して、委員から以下のような意見があった。

- ・ 意向投票は、規則上は「参考」となっているが、前回の学長選考の際に「重視」すべきだという意見があり、相当議論がなされた。今回の文部科学省の見解は「意向投票は禁止されるものではないが、投票結果をそのまま学長選考結果に反映させるような選考方法は、学長選考会議の主体的な選考の観点から適切でない。」とのことから、意向投票の有無についての検討、また、意向投票を行うにしても、投票のデメリットなどを考慮し、投票以外の方法も含めて検討すべきである。
- ・ 国や文部科学省の考えも十分理解できるが、これからの学長は非常に強い権限を持ち、学長1人の考えで大学の運命が決まることから、学内の意向が全く反映されずに学長が選考されるのではなく、学内の意見を聞いた上で選考することが必要である。
- ・ 学内の意向は、学長選考会議委員の半数を占める学内委員（学部長等）を通じて学長選考会議に出すこともできるし、その方が投票における学部間の票差も解消できる。
- ・ 学長選考に関する文部科学省の見解、特に意向投票の位置づけなどを学内に十分周知徹底することが大事である。

本件については、次回の学長選考会議で協議することとなった。

#### (4) 学長選考会議委員について

議長から、議題4資料により、学長選考会議の委員構成について、学長選考会議に学長又は理事を委員に加えることができると規定されているが、この機会に、このことについて検討してはどうかと提案があった後、事務局から、議題4参考資料により、中国四国地区の国立大学の現状について説明があった。

これに関して、委員から次の意見があった。

- ・ 将来的には学部改組等が予定されているので、委員の見直しも必要になってくるし、学長選考会議全体の委員数（規模）についても検討する必要があるのではないか。

なお、事務局から、欠席している委員の意見として「現時点で学長選考会議委員に理事を入れるべきではない。」との意見が報告された。

本件についても、次回に協議することとなった。

#### (5) 今後のスケジュールについて

事務局から、議題5資料により、今年度及び来年度（学長選考の年）のスケジュールについて説明があり、審議の結果、承認された。

#### (6) その他

- ① 事務局から、欠席されている委員の提案として、学長選考会議に副議長を置くこととし、議長が学外委員の場合は副議長は学内委員とする旨の内容について、報告があった。

この件については、次回に協議することとなった。

なお、議長から、関連して、学長選考会議規則第4条第3項に「議長に

事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」とあるので、次回までに指名する者を決めておく旨の説明があった。

- ② 委員から、学長の任期は学長が適切にリーダーシップを発揮できるよう設定することとあるが、どの程度の期間が良いのか、何か基準か参考になるものがあれば説明願いたいとの発言があり、総務部長から、国立大学法人法で学長の任期が2年以上6年までとされ、大学によって4年2年、3年3年、6年のところもあるが、2年や3年では短いのではないかということによって今回の見直しになった旨の説明があった。

また、議長からも、任期が短すぎるとリーダーシップを発揮する前にやめることになり、一方で、長すぎると弊害も生じうる。任期途中で学長の業績をチェックするという視点も含め、適切な任期設定が必要である旨の説明があった。

(以上)